

2020年4月23日

宮城県知事 村井 嘉浩 様

新型コロナウイルス対策に関わる緊急要望書（第4回）

日本共産党宮城県委員会
新型コロナウイルス対策本部
責任者 ふなやま 由美
日本共産党宮城県会議員団
団 長 三浦 一敏

新型コロナウイルス対策に向け、奮闘されている皆様に心から敬意を表します。

さて、政府は4月16日に「緊急事態宣言」を全国に拡大しました。これを受けて村井知事は不要不急の外出自粛などの期間を5月6日まで延長することを決め、21日には県内事業者に対し「休業要請」を行い、22日には30万円の協力金の支給を発表しました。

この新たな段階を踏まえて、第4回目の要望を提出します。

1. 外出自粛や休業要請などによって、直接・間接の損失を受けている全ての個人と事業者に対して、生活と営業が持ちこたえられる補償を、宮城県として速やかに実施すること。

特に、休業要請による感染対策の実効性をあげるためには、中小企業や個人事業主の救済が必須であり、臨時交付金の国への増額要請や基金の活用、当初予算の見直しなども行い、宮城県としても更なる財源を確保し直接支援を行うこと。

- (1) 中小企業や個人事業主、フリーランスに「協力金」等の補償や家賃補助を行うこと。
- (2) 1人10万円の給付は、路上生活者、DV被害者、在住外国人など全ての日本在住者が簡略な手続きで早急に受け取りができるようにすること。
- (3) 雇用調整助成金の助成率が10分の10となるよう県が上乗せ助成すること。
- (4) 生活福祉資金貸付制度における新型コロナの影響を踏まえた総合支援資金（生活支援費）については、要件の緩和に伴い、直接社会福祉協議会で受付できるように改善されたので、そのことを県としてもPRすること。
- (5) 生活保護受給要件が緩和されたことを広く県民に周知し、セーフティネットとして生活保護を利用しやすくすること。
- (6) 国民健康保険等について
 - ① 国民健康保険の被用者に対する傷病手当金の支給については、「国内の感染拡大防止の観点から…国が緊急的・特例的な措置として…財政支援を行う」との国の通知趣旨を踏まえ、県内全市町村で支給できるよう県として援助を強めること。また、事業主に対しても支給できるよう県として財政措置をとること。
 - ② 国の「緊急経済対策」においては、「国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」とされており、県として申請手続きなどについて、各自治体・保険者、県民への周知徹底をはかること。

(6) 国に対して、以下について要望すること。

- ①「持続化給付金」について、5割未満の減収の人などへも対象を拡大するとともに、給付額を家賃やリース代など固定費を補填できる額に引き上げ、継続支援を行うこと。
- ②雇用調整助成金の決定は4月10日現在でも全国でわずか3件であり、実効性を上げるために、各ハローワークの相談体制を強化し、迅速な支給を行うこと。また、就業時間短縮による減収にも補填できるように改善すること。

2. PCR検査体制の抜本的改善・強化と医療現場への財政的支援を強めること。

- (1) 感染が疑われる方に対する診察と、PCR検査が必要と判断された場合の検体採取を行う「(仮称)PCR検査センター」の県内各地での設置を急ぐこと。
- (2) 業務が集中している保健所体制の改善と、医療機関を院内感染から守るために、上記の「PCR検査センター」の設置を前提に、従前の「帰国者・接触者外来」のルートとは別に、以下のシステムを構築すること。
 - ①かかりつけ医や一般病院の医師に電話で相談
 - ②医師が検査必要と判断した場合には、PCR検査センターで診察と検体採取を行い、検査を実施
 - ③陽性の場合に保健所に連絡し、入院や宿泊施設での隔離を行う。
- (3) 医師会等の協力も得て、「発熱外来」をつくること。
- (4) 4月末から始まる大型連休に、各地域の休日当番医や休日・急患センターで新型コロナウイルス感染の疑い患者と一般患者とが接触しないように、連休前に上記(1)～(3)のシステムを構築し、連休中も稼働させること。
- (5) 県の要請に応じて役割を担う医療機関や宿泊施設等に対し、財政的支援を行うこと。
- (6) 多くの医療機関が、コロナの影響により外来及び入院患者数の縮小、手術・健康診断の先延ばしなどによる減収や、感染対策費用の経費増などにより経営難に直面している。これらの損失分を補填するよう国に求めること。

3. 介護・障害者福祉、保育所など社会保障の体制を守ること。

- (1) 感染の疑いがある利用者への訪問介護や、利用者や職員に感染者が出た場合の対応などについて、ガイドラインを作るとともに、保健所や市町村に相談窓口を設置すること。
- (2) 休業・休園及び自粛等による利用者減少、障害者の就労支援事業での受託業務量の減少に伴う減収分を補償すること。
- (3) 放課後児童クラブや放課後デイサービスなどの「3密」解消のため、学校の開放などの対策を講じること。
- (4) マスク・消毒薬などを継続して供給すること。訪問介護などでは、防護具の供給も行うこと。
- (5) DVや子どもの虐待が増えており、相談・支援体制を早急に拡充し、児童相談所及び女性相談センターの一時保護所の拡充や緊急避難先(ホテルや公共施設等)を確保すること。
- (6) 路上生活者やネットカフェに寝泊まりしている方たちの住まいを確保すること。

以上